

被用者年金一元化後の運用について

- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)が、平成27年10月に施行される。
- 資金運用については同法において「主務大臣は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本指針(以下「積立金基本指針」という。)を定めるものとする」こととされている。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

＜主要項目＞

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。
ただし、一定の配慮措置を講じる。

＜施行日＞

- (1)～(5):平成27年10月
- (6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減:公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

一元化後の運用の仕組み

[積立金全体の運用の仕組み]

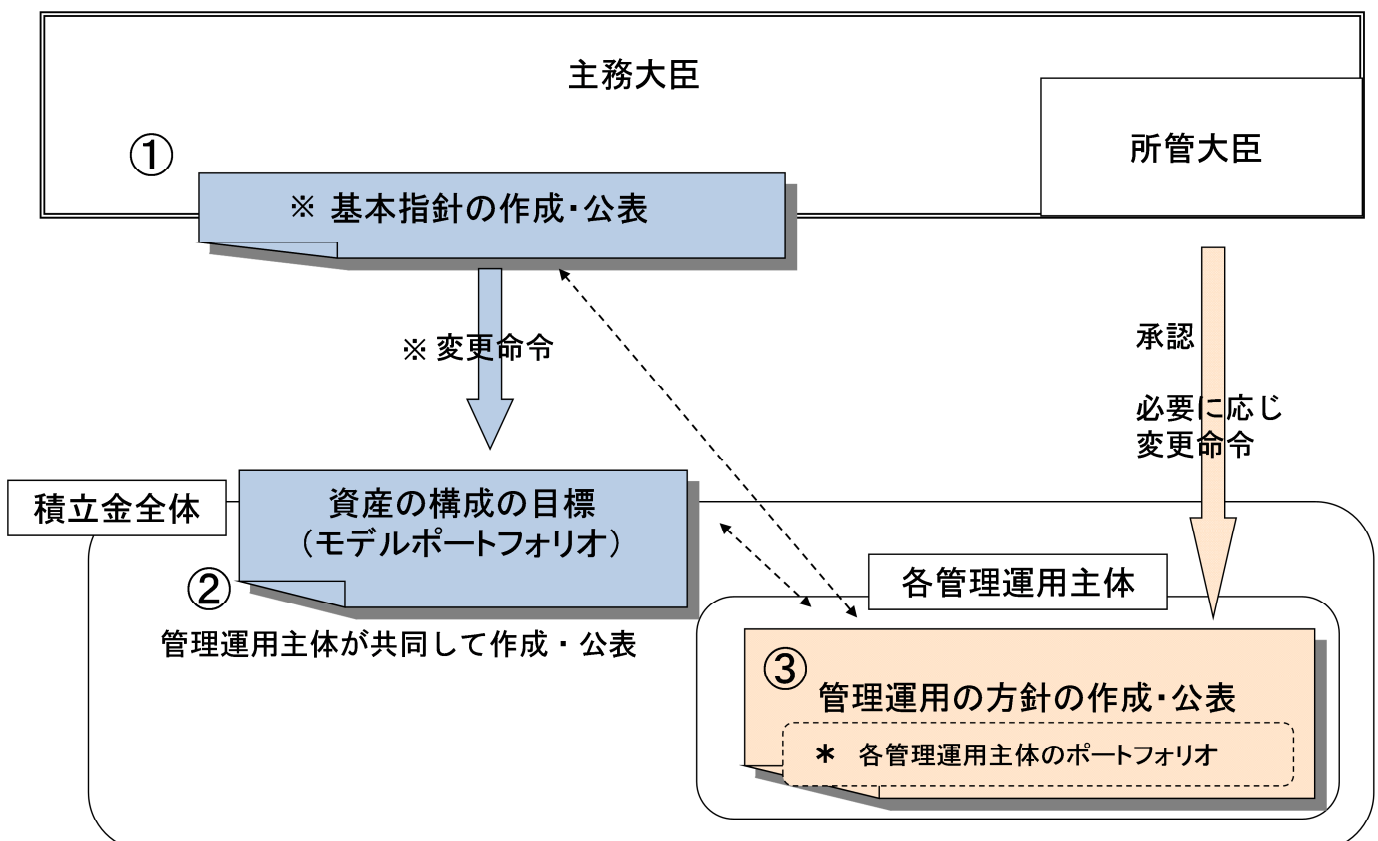
- ① 主務大臣(厚生労働大臣＋共済所管3大臣)は、共同で、積立金基本指針を定める。
 - ・ 積立金基本指針：積立金の管理・運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針。
- ② 管理運用主体(GPIF、国共連、地共連、私学事業団)は、積立金基本指針に適合するように、共同で、資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)を作成・公表する。
 - ・ 資産の構成の目標が積立金基本方針に適合しないときは、主務大臣が変更を命じる。

[管理運用主体ごとの運用の仕組み]

- ③ 管理運用主体は、積立金基本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに則して管理運用の方針を定め、それぞれの所管大臣の承認を得る。
 - ・ 管理運用の方針：各管理運用主体が、積立金の管理・運用を適切に行うために定める方針。積立金基本方針に適合しなくなったときは、所管大臣が変更を命じる。
- * 各管理運用主体は、モデルポートフォリオを参酌して、管理運用の方針の中でそれぞれのポートフォリオを定める。

各主体間の権限関係（事前関与）

※は、厚生労働大臣が案を作成し、他の3大臣に協議



積立金基本方針に関する検討会

積立金基本指針に規定すべき事項を検討するため、厚生労働省年金局長が有識者の参集を求め、積立金基本方針に関する検討会を開催する。

1. 検討事項

- ① 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針
- ② 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項
- ③ 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき事項
- ④ その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

2. 構成員

(敬称略・五十音順)

浅野 幸弘	横浜国立大学名誉教授
臼杵 政治	名古屋市立大学大学院経済学研究科教授
小島 茂	公益財団法人 連合総合生活開発研究所 主幹研究員
川北 英隆	京都大学大学院経営管理研究部教授
山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

<オブザーバー>

総務省自治行政局公務員部福利課長
財務省大臣官房参事官（主計局給与共済課担当）
文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長
厚生労働省大臣官房参事官（資金運用担当）